「マイホームが相続税対策に…？！」

平成 25 年度税制改正で、相続税の見直しが発表されました。主な改正内容は２つあります。「**最高税率の引き上げ**」と「**基礎控除額の引き下げ**」です。(注、平成 27 年 1 月 1 日以後適用予定)

・最高税率の引き上げ

相続税の最高税率を現行の **50%**から **55%**に引上げるとされています。(課税遺産総額が 6 億円超の方対象。)

・基礎控除額の引き下げ

相続税の基礎控除額は［5,000 万円＋1,000 万円×法定相続人］ですが、これを平成 **27** 年から［**3,000 万円＋600 万円**×法定相続人］に引き下げるとされています。

相続財産の額が基礎控除額を超えると相続税を納めなければなりませんので、今回の改正で課税対象者が増えると考えられます。平成 27 年 1 月 1 日からの適用開始にむけて相続税の申告の対象者となるかどうかの把握も含め、事前に対策を打っておきたいものですね。

相続税の対策の一つとして今回ご紹介したいのが「**住宅取得資金の贈与に係る非課税措置**」です。(適用期間に制限有り、下記の注参照)

→「住宅取得資金の贈与に係る非課税措置」とは、住宅用家屋の新築、取得、増築等のために直系卑属(※子、孫、曾孫)の方に金銭の贈与をされた場合、その贈与に対して一定額まで贈与税の非課税になるという制度です。注、**平成 26 年 12 月 31 日まで**の贈与に限られます

【非課税枠】

	省エネ又は耐震性を満たす住宅	左記以外の住宅
平成 25 年	1,200 万円	700 万円
平成 26 年	1,000 万円	500 万円

生前に個人間で無償による財産の移転を行うと、相続税の回避防止の観点から受贈者に対して贈与税が課税されてしまいます。

そこでこのような特例制度を視野に、住宅の取得をお考えの方はこの非課税制度を活用してみてはいかがでしょうか。

なお、この非課税措置はいくつかの適用要件がございますので、ご検討される方はメールでご相談ください。